

幼児教育・保育の無償化に関する意見書

国は少子化問題の一因となっている子育てや教育に係る負担軽減のため、3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化するなどとし、消費税が増税される2019年10月から全面的に実施される予定となっているが、財源においては消費税率引き上げに伴い国と地方へ配分される増収分を活用とする基本的な考え方を示している。

国と地方の負担割合については、旧制度の私立幼稚園の市町村の負担割合も新制度の私立保育園・幼稚園等と同じにするなど、地方への負担割合に一定程度の配慮があるものの、今は利用者が負担する保育料などが必要経費に加わるため、負担割合が同じでも私立保育園・幼稚園等の国、都道府県、市町村それぞれの負担はふえることになる。

また、ベビーホテルやベビーシッターなどの認可外施設も対象とし、国の「認可外保育施設指導監督基準」を満たさなくても、無償化されるとしている。

よって、本市議会は、政府に対し、幼児教育・保育の無償化による地方自治体の負担を増加させず、安全性の確保も担保されるなど、より実効性の高いものとなるべく、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 幼児教育・保育の無償化の実施に当たっては、地方自治体に新たな財政負担が生じないようにすること。
- 2 子どもたちの安全性を確保する観点から、無償化の対象は認可外保育施設指導監督基準を満たしている施設に限定するか、基準を見直すなど、幼児教育・保育の質の担保・向上の仕組みを構築すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年12月21日

三鷹市議会議長 宋 戸 治 重